

議案第34号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
15 鳥取県森林環境保全基金	鳥取県税条例の規定により森林環境の保全に資するため加算された県民税を森林環境の保全及び森林を <u>全</u> ての県民で守り育てる意識の醸成に資する費用に充てること。	鳥取県税条例第53条の19及び第53条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得	(1) 一般会計歳入歳出予算に上り、当該基金設置の目的達成のため必要な経費の財源に充当(2) (1)のほか、一般会計歳入	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
15 鳥取県森林環境保全基金	鳥取県税条例の規定により森林環境の保全に資するため加算された県民税を森林環境の保全及び森林を <u>すべ</u> ての県民で守り育てる意識の醸成に資する費用に充てること。	鳥取県税条例第53条の19及び第53条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得	(1) 一般会計歳入歳出予算に上り、当該基金設置の目的達成のため必要な経費の財源に充当(2) (1)のほか、一般会計歳入	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

16 鳥 取県 障害 者自 立支 援対 策臨 時特 例基 金	障害者 の日常生活 及び社会 生活を総合 的に支援 するための 法律(平成 17年法律第 123号。以 下「障害者 総合支援 法」とい う。)に基づ く制度の円 滑な運営及 び福祉・介 護人材の確	た額の うち、 一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	予 出に計 算し上 基金に て積立	一 般入歳 出に計 算して 当に 該基金 に積立	県又は市町村 が行う次の事業 のために必要な 経費の財源に充 てる。とき。 (1) 障害者総 合支援法によ る障害福祉 サービスを提 供する事業者 に対する運営 の安定化等を 図る措置のた めの事業 (2) 障害者総 合支援法によ る新しい事業
---	--	---	-------------------------------	--	--

予 出に計 算し上 基金に て積立	た額の うち、 一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額
-------------------------------	---

<p>体系への移行等のための円滑な実施を図る措置のため の事業 (3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置のため の事業 (4) その他障害者総合支援法及び福祉・介護人材の確保対策の円滑な実施のために緊急に必要な事業とされる事業</p>			<p>保を図ること。</p>	<p>17 鳥取県こども未来基金</p>	<p>未来を担う子どもが健康に育つための施策の推進に寄与する</p>	<p>一般会計歳入歳出予算上該基金に積立て</p>	<p>一般会計歳入歳出予算上該基金に積立て</p>	<p>一般会計歳入歳出予算上該基金に積立て</p>	<p>未来を担う子どもが健康に育つための施策の推進に寄与する</p>	<p>16 鳥取県こども未来基金</p>	<p>未来を担う子どもが健康に育つための施策の推進に寄与する</p>	<p>一般会計歳入歳出予算上該基金に積立て</p>	<p>一般会計歳入歳出予算上該基金に積立て</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充てるとき。 (1) 子ども(お</p>	<p>一般会計歳入歳出予算上該基金に積立て</p>	<p>一般会計歳入歳出予算上該基金に積立て</p>	<p>未来を担う子どもが健康に育つための施策の推進に寄与する</p>	<p>17 鳥取県こども未来基金</p>	<p>未来を担う子どもが健康に育つための施策の推進に寄与する</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充てるとき。 (1) 子ども(お</p>	<p>一般会計歳入歳出予算上該基金に積立て</p>	<p>一般会計歳入歳出予算上該基金に積立て</p>	<p>未来を担う子どもが健康に育つための施策の推進に寄与する</p>	<p>16 鳥取県こども未来基金</p>	<p>未来を担う子どもが健康に育つための施策の推進に寄与する</p>	<p>一般会計歳入歳出予算上該基金に積立て</p>	<p>一般会計歳入歳出予算上該基金に積立て</p>
--	--	--	----------------	----------------------	------------------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	------------------------------------	----------------------	------------------------------------	---------------------------	---------------------------	---	---------------------------	---------------------------	------------------------------------	----------------------	------------------------------------	---	---------------------------	---------------------------	------------------------------------	----------------------	------------------------------------	---------------------------	---------------------------

<p>れた寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てると。</p>	<p>れた寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てると。</p>	<p>れた寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てると。</p>	<p>れた寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てると。</p>	<p>れた寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てると。</p>
<p>17 鳥取県緊急雇用</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に</p>
<p>おむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書環境の充実に係る経費</p>	<p>おむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書環境の充実に係る経費</p>	<p>おむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書環境の充実に係る経費</p>	<p>おむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書環境の充実に係る経費</p>	<p>おむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書環境の充実に係る経費</p>
<p>18 鳥取県緊急雇用</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に</p>
<p>(2) ジュニアスポーツ(子どもが行うスポーツをいう。)の振興に係る経費</p>				
<p>(3) 未来を担う子どもの健康やかな成長に資する施策に係る経費のうち、(1)及び(2)に掲げる経費に準ずるもの</p>				

<p>創出 事業 臨時 特例 基金</p>	<p>能力開発、 就業相談、 住宅の確保 その他の支 援を行うと ともに、就 業している 者の処遇の 改善等を支 援すること により、労 働者の生活 の安定を図 ること。</p>	<p>める額</p>	<p>積立て</p>	<p>てるとき。</p>
<p>19 鳥 取県 妊婦 健康 診査 支援 基金</p>	<p>市町村が 実施する妊 婦健康診 査事業の円 滑な推進を 図ること。</p>	<p>一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額</p>	<p>一般会 計歳入 歳出予 算に計上 して当該基 金に積立て</p>	<p>当該基金の設 置目的を達成す るために必要な 経費の財源に充 てるとき。</p>
<p>18 略</p>				
<p>19 略</p>				

22	略				
23	略				
24	略				
25	略				
26	略				
27	略				
28	略				
29	略				
30	鳥 取 地 域 医 療 再 生 基 金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。
31	鳥	子宮頸がん	一般会計	一般会計歳入	当該基金の設置

20	略				
21	略				
22	略				
23	略				
24	略				
25	略				
26	略				
27	略				
28	鳥 取 地 域 医 療 再 生 基 金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。

<p>取県 ワク チン 接種 緊急 促進 基金</p>	<p>ん予防ワク チン、ヒブ ワクチン及 び小児用肺 炎球菌ワク チンの接種 を促進し、 感染症の 予防を図る こと。</p>	<p>計歳入 歳出予 算に定 める額</p>	<p>入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>置目的を達成す るために必要な 経費の財源に充 てるとき。</p>
<p>32 鳥 取県 住民 生活 に光 をそ そぐ 基金</p>	<p>配偶者 等からの暴 力による被 害者の支 援等の社 会的に弱い 立場にある 者に係る対 策及び自立 支援並び に知の地 域づくりの 取組を実施 し、住民生</p>	<p>一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>当該基金の設 置目的を達成す るために必要な 経費の財源に充 てるとき。</p>

				活の向上及び地域の活性化を図ること。	
<u>33</u>	略				
<u>34</u>	略				
<u>35</u>	略				
<u>36</u>	略				

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
3 鳥取県後期高齢者医療財政安定化	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料	(1) 略 (2) 前期高齢者交付金等	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

<u>29</u>	略				
<u>30</u>	略				
<u>31</u>	略				
<u>32</u>	略				

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
3 鳥取県後期高齢者医療財政安定化	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料	(1) 略 (2) 前期高齢者交付金等	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

基金	率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てること。	び後高年齢医療の国庫負担の算等に関する政令第19条第1項の例で定める割合は、 $\frac{1}{10}$ とする。
基金	率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てること。	び後高年齢医療の国庫負担の算等に関する政令第19条第1項の例で定める割合は、 $\frac{10}{44}$ とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。